



熊本県公報

目次

告 示

熊本県野菜奨励品種及び果樹の県奨励品種の廃止	(園芸生産流通課)	一
漁協合併に伴う特定養殖共済加入区の変更	(漁政課)	一
生活保護法による医療機関の指定	(医務福祉課)	二
生活保護法による指定医療機関の廃止	()	二
生活保護法による介護機関の指定	()	二
生活保護法による指定介護機関の変更	()	三
生活保護法による指定介護機関の廃止	()	三
「収納代理金融機関の名称及び位置」の一部改正	(会計課)	三
「熊本県収納代理金融機関事務取扱要領」の一部改正	()	四
定数漁業の許可申請期間	(漁政課)	四
指定居宅サービス事業所の指定	(高齢保健福祉課)	四
公 告		
職業訓練指導員試験合格者	(職業能力開発課)	四
卸売市場条例に基づく出資金の変更	(農業団体金融課)	五
特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請	(県民生活総室)	五
定款変更認可	(農村計画課)	五
換地処分	(農地建設課)	五
"	()	五
"	()	五
登 載 依 頼		
宇城地域保健医療推進協議会病床整備部会の会議の開催	(宇城地域保健医療推進協議会)	五

幼児教育振興対策協議会の会議の開催 (幼児教育振興対策協議会) 六
 卸売市場審議会の会議の開催 (卸売市場審議会) 六
 総合計画推進委員会・同政策評価部会の開催 (総合計画推進委員会) 六

告 示

熊本県告示第七百四十一号
 昭和四十四年五月六日熊本県告示第二百八十九号(熊本県野菜奨励品種)及び昭和五十一年五月二十日熊本県告示第四百四十七号(果樹の県奨励品種)は、廃止する。
 平成十三年九月二十六日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県告示第七百四十二号

今般、三角漁業協同組合と大岳漁業協同組合が合併し、三角町漁業協同組合となったが、当該漁業協同組合に係る漁業災害補償法(昭和三十九年法律第五十八号)第百二十五条の四第一項第二号による加入区(区域)については、同法施行令(昭和三十九年政令第百九十三号)第十八条の八第二項の規定に基づき、引き続き存続させることとし、昭和六十三年十月三日熊本県告示第七百四十四号の四(のり特定養殖共済にかかる加入区の新設)の別表中当該漁業協同組合に係る加入区(区域)を次のとおり改正する。
 平成十三年九月二十六日

熊本県知事 潮 谷 義 子

加入区(区域)の名称	加入区(区域)の区域	漁業の区分
不知火海のり	三角町漁業協同組合の郡浦地区の区域	のり養殖業(網びび又はすだれびびを使用して行うものに限る。)
特定第一号	区域	"
不知火海(のり)	三角町漁業協同組合の大岳地区の区域	"
特定第二号	区域	"
不知火海(のり)	削除	"
特定第四号		

熊本県告示第七百四十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条の規定により、医療機関を次のように指定した。

平成十三年九月二十六日

熊本県知事 潮谷 義子

〔医科〕

指定番号	医療機関名称	開設者	医療機関所在地	指定年月日
六〇二〇一三七	愛甲産婦人科	愛甲 文野	人吉市駒井田町一九五一	平成十三年七月二十四日
六〇六〇〇八八	ひふ科医院	山下 誠司	本渡市本渡町本戸馬場三一五九ノ一	平成十三年八月一日
六二八〇〇〇五	安成医院	医療法人木生会	玉名郡玉東町木葉七五五ノ六	平成十三年八月一日
六四六〇〇二四	坂梨ハートククリニック	坂梨 俊彦	阿蘇郡阿蘇町小里二四九ノ二	平成十三年八月一日

〔歯科〕

指定番号	医療機関名称	開設者	医療機関所在地	指定年月日
六〇三四〇三七	ひきた歯科クリニック	開 設 者 足田 貴之	荒尾市荒尾四一六〇ノ二七二	平成十三年八月一日

〔薬局〕

指定番号	薬局名称	開設者	薬局所在地	指定年月日
八六一	人吉けんこう堂薬局	有限会社アン	人吉市下新町三六二ノ四	平成十三年八月一日
八六二	さくらざか薬局	有限会社エフアンドビイメディカル	下益城郡砥用町洞岳一三〇八ノ二	平成十三年八月二十四日

熊本県告示第七百四十四号

生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十四条の規定により、次の指定医療機関から廃止の届出があった。

平成十三年九月二十六日

熊本県知事 潮谷 義子

〔医科〕

医療機関名称	開設者	医療機関所在地	廃止年月日
宇土外科胃腸科医院	村上 千之	宇土市松原町二二〇ノ二	平成十三年七月二十六日
安成内科小児科医院	安成 英一	玉名郡玉東町木葉七五五ノ六	平成十三年七月三十一日
坂梨ハートクリニック	坂梨 俊彦	阿蘇郡阿蘇町内牧二八六ノ一	平成十三年七月三十一日

〔薬局〕

薬局名称	開設者	薬局所在地	廃止年月日
人吉けんこう堂薬局	有限会社メデイカル茜	人吉市下新町三六二ノ四	平成十三年七月三十一日
ひかり調剤薬局	有限会社ひかり調剤薬局	人吉市瓦屋町一八六六ノ二八	平成十三年五月二十六日

熊本県告示第七百四十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第二項の規定により、介護機関を次のように指定した。
平成十三年九月二十六日

熊本県知事 潮谷 義子

〔訪問介護〕

事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日
つばめケアセンター	つばめタクシー株式会社	平成十三年八月十六日
人吉市中青井町三〇六ノ六	人吉市中青井町三〇六ノ六	

〔訪問看護〕

事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日
訪問看護ステーションはっぴらいふ	有限会社九州ライフサポート	平成十三年八月十日
人吉市下林町二九二ノ一	人吉市下林町二九二ノ一	
坂梨ハートクリニック	坂梨 俊彦	平成十三年八月一日
阿蘇郡阿蘇町小里二四九ノ二	阿蘇郡阿蘇町小里二四九ノ二	

〔居宅療養管理指導〕

事業所の名称及び所在地 坂梨ハートクリニク 阿蘇郡阿蘇町小里二四九一	事業者の名称及び所在地 坂梨 俊彦 阿蘇郡阿蘇町小里二四九一	指定年月日 平成十三年 八月一日
--	--------------------------------------	------------------------

〔居宅介護支援事業〕

事業所の名称及び所在地 緑清園 鹿本郡鹿北町大字椎持一九八八	事業者の名称及び所在地 特定非営利活動法人ピハハラ鹿北 鹿本郡鹿北町大字椎持一九八八	指定年月日 平成十三年 八月二十一日
一 竜北町指定居宅介護支援事業所 八代郡竜北町大字島地六五一	社会福祉法人竜北町社会福祉協議会 八代郡竜北町大字島地六五一	平成十三年 八月七日

熊本県告示第七百四十六号

生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十四条第二項の規定により、次の指定介護機関から変更の届出があった。

平成十三年九月二十六日

熊本県知事 潮谷 義子

〔居宅介護事業者〕

介護機関名称 ヘルパー蘭々	開設者 有限会社住心	介護機関所在地 八代市古城町二五六四一	変更事項 旧 八代市本町一丁目七	新 八代市古城町二五六四一	変更年月日 平成十三年 八月一日
------------------	---------------	------------------------	------------------------	------------------	------------------------

〔居宅介護支援事業〕

介護機関名称 茶寿苑居宅介護支援事業所	開設者 医療法人社団坂梨会	介護機関所在地 阿蘇郡阿蘇町内牧二一五八一	変更事項 旧 所在地 阿蘇郡阿蘇町内牧一	新 所在地 阿蘇郡阿蘇町内牧一	変更年月日 平成十三年 二月一日
------------------------	------------------	--------------------------	-------------------------------	-----------------------	------------------------

熊本県告示第七百四十七号

生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十四条第二項の規定により、次の指定介護機関から廃止の届出があった。

平成十三年九月二十六日

熊本県知事 潮谷 義子

〔訪問看護〕

事業所の名称及び所在地 坂梨ハートクリニク 阿蘇郡阿蘇町内牧二八六一	事業者の名称及び所在地 坂梨 俊彦 阿蘇郡阿蘇町内牧二八六一	廃止年月日 平成十三年 七月三十一日
--	--------------------------------------	--------------------------

〔居宅療養管理指導〕

事業所の名称及び所在地 坂梨ハートクリニク 阿蘇郡阿蘇町内牧二八六一	事業者の名称及び所在地 坂梨 俊彦 阿蘇郡阿蘇町内牧二八六一	廃止年月日 平成十三年 七月三十一日
--	--------------------------------------	--------------------------

熊本県告示第七百四十八号

昭和四十七年三月三十一日熊本県告示第二百四十三号の五（収納代理金融機関の名称及び位置）の一部を次のように改め、平成十三年十月一日から施行する。

平成十三年九月二十六日

熊本県知事 潮谷 義子

収納代理金融機関の名称及び位置の表

熊 本 県 労 働 金 庫	熊本市出水一丁目一番一三三
九州労働金庫	熊本市出水一丁目一番一三三
九州労働金庫	八代市大手町一五二二六
九州労働金庫	水俣市大黒町一〇一〇一六
九州労働金庫	荒尾市西原町一三三五
九州労働金庫	人吉市中青井町三二六一六
九州労働金庫	本渡市今釜新町三五七一
九州労働金庫	宇土市北段原町二九
九州労働金庫	芦北郡芦北町花岡一八一一一三
九州労働金庫	菊池市隈府八六七一三
九州労働金庫	玉名市松木一一一三

に

九州労働金庫	山鹿支店	山鹿市鹿校通三二二五九
九州労働金庫	水道町支店	熊本市水道町六一三
九州労働金庫	熊本西支店	熊本市蓮台寺二四一
九州労働金庫	熊本県庁支店	熊本市水前寺六一八一
九州労働金庫	秋津レークタ	熊本市秋津町秋田三四二一五一
ウン代理店		

改める。

熊本県告示第七百四十九号

熊本県収納代理金融機関事務取扱要領（昭和六十年三月二十七日熊本県告示第二百七十一号の十一）の一部を次のように改め、平成十三年十月一日から施行する。

平成十三年九月二十六日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県収納代理金融機関事務取扱要領の別表第一「肥後銀行玉名支店の項中、熊本県労働金庫玉名支店」を「九州労働金庫玉名支店」に、肥後銀行荒尾支店の項中「熊本県労働金庫荒尾支店」を「九州労働金庫荒尾支店」に、肥後銀行山鹿支店の項中「熊本県労働金庫山鹿支店」を「九州労働金庫山鹿支店」に、肥後銀行菊池支店の項中「熊本県労働金庫菊池支店」を「九州労働金庫菊池支店」に、肥後銀行宇土支店の項中「熊本県労働金庫宇土支店」を「九州労働金庫宇土支店」に、肥後銀行八代駅前支店の項中「熊本県労働金庫八代支店」を「九州労働金庫八代支店」に、肥後銀行水俣支店の項中「熊本県労働金庫水俣支店」を「九州労働金庫水俣支店」に、肥後銀行佐敷支店の項中「熊本県労働金庫芦北支店」を「九州労働金庫芦北支店」に、肥後銀行人吉支店の項中「熊本県労働金庫人吉支店」を「九州労働金庫人吉支店」に、肥後銀行天草支店の項中「熊本県労働金庫天草支店」を「九州労働金庫天草支店」に、別表第二「肥後銀行本店の項中、熊本県労働金庫天草支店」を「九州労働金庫本店」を「九州労働金庫熊本支店」に、同項収納店の欄中「熊本県労働金庫」を「九州労働金庫」に改める。

熊本県告示第七百五十号

熊本県漁業調整規則（昭和四十年熊本県規則第十八号の二）第八条第三項及び第二十一条第三項の規定に基づき、許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のとおり定める。

平成十三年九月二十六日

熊本県知事 潮 谷 義 子

一 許可又は起業の認可をする漁業名称、漁業種類及び操業区域		
漁業名称	漁業種類	操業区域
小型機船底びき網漁業	打瀬漁業しお打瀬網漁業	天草海、天草有明海
げんしき網漁業	げんしき網漁業	不知火海
流し網漁業	中目流し網漁業	不知火海

二 申請期間

平成十三年九月二十六日から平成十三年十月三日まで

熊本県告示第七百五十一号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十一条第一項の規定により指定居宅サービス事業所を次のとおり指定した。

平成十三年九月二十六日

熊本県知事 潮 谷 義 子

【訪問介護】

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指 定 年 月 日
ヘルパーステーションはな家族	有限会社 奉友	平成十三年九月十八日
荒尾市昭和町三番二十五号		

公 告

熊本県公告第六百五十九号

職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第三十条の規定に基づき実施した平成十三年度職業訓練指導員試験の合格者は、次のとおりである。

平成十三年九月二十六日

熊本県知事 潮 谷 義 子

平成十三年度職業訓練指導員試験合格者

受験番号
一一、一二、一三、一四、一五、一六、一七、一八、一九、二〇、二一、二二、二三、二四、二五、二六、二七、二八、二九

熊本県公告第六十号

熊本県卸売市場条例（昭和四十六年熊本県条例第六十七号）第二十条第一項第三号の規定に基づき、次のとおり出資金の額の変更の届出があったので公告する。

平成十三年九月二十六日

熊本県知事 潮谷 義子

法人名 熊本県花き園芸農業協同組合

新出資金の額 一、二二、八四五、五〇〇円

旧出資金の額 一、二四、六九五、五〇〇円

熊本県公告第六百六十一号

特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、特定非営利活動促進法平成十年法律第七号（第二十五条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成十三年九月二十六日

熊本県知事 潮谷 義子

一 申請年月日

平成十三年九月十一日

二 名称

特定非営利活動法人たんぼぼ

三 代表者の氏名

米山博子

四 主たる事務所の所在地

熊本県阿蘇郡阿蘇町大字乙姫二百二十二番地の四

五 定款に記載された目的

この法人は要援護者及びその家族に対して保健、医療又は福祉の増進に関する事業を行うと共に、地域福祉の向上に寄与することを目的とする。

熊本県公告第六百六十二号

八代市水島土地改良区理事長千代永義光から平成十三年六月二十七日付けで申請の定款変更については、平成十三年九月十八日付けで認可した。

平成十三年九月二十六日

熊本県知事 潮谷 義子

熊本県公告第六百六十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第三項の規定に基づき、倉岳町長稲津俊徳から平野地区平野工区の換地処分をした旨の届出があった。

平成十三年九月二十六日

熊本県知事 潮谷 義子

熊本県公告第六百六十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第三項の規定に基づき、倉岳町長稲津俊徳から平野地区赤仁田工区の換地処分をした旨の届出があった。

平成十三年九月二十六日

熊本県知事 潮谷 義子

登 載 依 頼

宇城地域保健医療推進協議会公告第二号

宇城地域保健医療推進協議会病床整備部会の会議を、次のとおり開催する。
なお、当該会議の傍聴手続は、次のとおり。

平成十三年九月二十六日

宇城地域保健医療推進協議会長 迫 田 芳 生

一 開催日時

平成十三年十月一日（月） 午後二時から午後四時まで

二 場所

宇城地域振興局三階大会議室（下益城郡松橋町久具四〇〇一）

三 議題

宇城保健医療圏における病床の配置等について

四 傍聴者の定員

十人

五 傍聴手続

1 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会議場において受付のうえ

- 事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができる。
- 2 傍聴の手続は先着順で行い、定員になり次第終了する。
- 六 問い合わせ先

下益城郡松橋町久具四〇〇一
 宇城地域保健医療推進協議会事務局（宇城保健所総務企画課）
 （電話〇九六四一三二一四七）

熊本県幼児教育振興対策協議会公告第一号

第二回熊本県幼児教育振興対策協議会の会議を、次のとおり開催する。

なお、当該会議の傍聴手続は、次のとおり。
 平成十三年九月二十六日

- 一 開催日時
 平成十三年十月二日（火）
 午前十時から正午まで
- 二 開催場所
 熊本市水前寺六丁目十八番一号
- 三 議題
 熊本市水前寺六丁目十八番一号
 熊本市水前寺六丁目十八番一号
 熊本市水前寺六丁目十八番一号
 熊本市水前寺六丁目十八番一号
- 四 傍聴者の定員
 十人
- 五 傍聴手続
 1 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において、事務局の指示により、会議の会場に入ることができる。
- 2 傍聴の手続は、先着順で行い、定員になり次第終了する。
- 六 問い合わせ先
 熊本県幼児教育振興対策協議会事務局（熊本県教育庁義務教育課）
 （電話〇九六一三三一一一一 内線六七八六）

熊本県卸売市場審議会公告第三号

熊本県卸売市場審議会の会議を、次のとおり開催する。
 なお、当該会議の傍聴手続は、次のとおり。

平成十三年九月二十六日

熊本県卸売市場審議会
 会長 江里口 廣

一 開催日時

平成十三年九月二十七日（木）

午後一時三十分から午後三時三十分まで

二 開催場所

熊本市水前寺公園二十八番五十二号

熊本テルサ（三階「たい樹」）

三 議事

1 熊本県卸売市場整備計画（第七次）（案）について

2 その他

四 傍聴者の定員

十人

五 傍聴手続

1 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において、会長の許可を得た上で、会議の会場に入ることができる。

2 傍聴の手続は、先着順で行い、定員になり次第終了する。

六 問い合わせ先

熊本市水前寺六丁目十八番一号

熊本県卸売市場審議会事務局（熊本県農政部農業団体金融課市場食品加工班）

（電話〇九六一三三一一一一 内線五三四〇）

熊本県総合計画推進委員会公告第一号

熊本県総合計画推進委員会及び同政策評価部会合同会議を、次のとおり開催する。
 なお、当該会議の傍聴手続は、次のとおり。

平成十三年九月二十六日

熊本県総合計画推進委員会

座長 江口 吾朗

一 開催日時

平成十三年十月一日

午後三時から午後五時まで

二 開催場所

熊本市水前寺一丁目三十三番十八号

水前寺共済会館 一階「芙蓉」

三 内容

1 平成十三年度政策評価について

2 総合計画の進捗状況について

四 傍聴者の定員

二十人

五 傍聴手続

1 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において、係員の指示に従って、入室してください。

2 傍聴の手続は、先着順で行います。なお、傍聴希望者が定員を超えたときは、入室できない場合があります。

六 問い合わせ先

熊本市水前寺六丁目十八番一号

熊本県総合計画推進委員会事務局（熊本県企画開発部企画調整課政策・評価班）

（電話〇九六一三三三一一一 内線三五三五）

発行所 熊本
平成十三年九月二十六日印刷
平成一十三年九月二十六日発行

印刷所

熊本市国府四丁目一〇番地
株式会社 熊本印刷
電話代 〇九六―二八六―三三二

